

兵庫県立はりま姫路総合医療センター倫理委員会設置要綱

(目的)

第1条 兵庫県立はりま姫路総合医療センターに所属する医師等が行う医療行為、医学研究及び医学教育（以下「医療行為等」という。）に関し、倫理的、社会的及び医学的観点からの審議を講じることにより、患者等の人権及び生命の擁護を図ることを目的として兵庫県立はりま姫路総合医療センター倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 具体的な個々の医療行為等に関する事項で検討を必要とするもの
- (2) 医の倫理のあり方に関する基本的事項で検討を必要とするもの

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 臨床研究センター長
- (2) 研究部長
- (3) 管理局長
- (4) 副院長（診療・新病院担当）
- (5) 副院長（診療支援担当）
- (6) 副院長（医療連携・患者支援担当）
- (7) 副院長（救急医療担当）
- (8) 副院長（教育・研修・研究担当）
- (9) 診療部長
- (10) 総務部長
- (11) 看護部長
- (12) 薬剤部長
- (13) その他、委員長が必要と認めた者

2 前項第13号の委員は、院長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には臨床研究センター長、副委員長には研究部長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長が職務を代行する。

(委員会の開催)

第4条 委員長は、次の各号に掲げる場合に委員会を開催する。

- (1) 第6条第1項に規定する審議の申請があった場合

(2) 前号以外で、委員長が必要と認めた場合

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事を決するには、出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を徴することができる。ただし、委員以外の者は、審議の判定に加わることはできない。

4 急を要し、委員会で審議する時間のない事案については、委員長が判定し、実施することができる。ただし、この場合は事後に委員会に報告するものとする。

5 審議結果は、記録として保存し、委員会が必要と認めた場合は公表することができる。この際、個人のプライバシーを侵害してはならない。

(審議の申請)

第6条 医師等は、第2条各号の事項が生じた場合、審議申請書(様式第1号)により委員会に対し審議の申請をしなければならない。

2 申請に当っては、審議の申請をする者の所属する診療科等の長の承認を受けるものとする。

(審議結果の通知)

第7条 審議の結果は、審議結果通知書(様式第2号)により、申請者及び申請者の所属する診療科等の長に通知するものとする。

(専門部会)

第8条 委員会は、具体的事項を調査し、審議するため、特定事項ごとに専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長の諮問に基づき、調査、審議し、その結果について意見を付して答申する。

3 専門部会の部会長及び部会委員は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

4 専門部会の部会長及び部会委員の任期は、特定の事項の調査・審議の終了時までとする。

5 専門部会の委員は、委員会が必要と認めたときは、委員会に出席し、調査・審議について説明・報告し、委員会に意見を述べるることができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務部診療サポート課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に当たって必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。